

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院整備基本構想検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 那須南病院整備基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、南那須地区広域行政事務組合立那須南病院整備基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想の原案その他基本構想の策定に係る必要事項について検討し、その結果を組合長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、組合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 組合議会議員
- (4) 地区内各種団体からの推薦者
- (5) 行政関係機関の職員
- (6) 那須南病院関係者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、組合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和7年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明、意見、その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、那須南病院事務部総務課において処理する。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は組合長が別に定める。ただし、委員会の会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。